

## 御殿場市商工会開業パワーアップ支援資金等利子補給金助成事業取扱要領

### (趣旨)

第1条 御殿場市商工会長（以下「会長」という。）は、本市における創業者を支援するため、御殿場市開業パワーアップ支援資金等利子補給金助成事業補助金交付要綱（以下「開業等利子補給事業」）により、予算の範囲内で利子補給金として助成するものとし、その取扱いに関してはこの要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者 御殿場市開業パワーアップ支援資金等利子補給金助成事業補助金交付要綱、別表（第4条関係）に該当する者をいう。
- (2) 申請者 上記の内、本事業に申請する者をいう。

### (交付申請)

第3条 利子補給事業の助成を受けようとする者は、融資決定後、または6カ月から12カ月分の融資返済後、すみやかに次に掲げる書類を添えて会長に申請するものとする。

- (1) 申請書 利子補給事業助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 添付資料 ①融資決定通知書、又は借用証書の写し（融資金額、利息等が分かること）  
②返済予定表等の写し（月々の元金と利息の返済（予定）日と金額が分かること）  
③市税の滞納のない証明書（原本） ＊市税務課発行  
④開業届の写し（税務署受理印か税理士印、法人の場合は履歴事項全部証明書）

### (内定通知)

第4条 会長は前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、その結果を助成金交付（不交付）内定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (実績報告・請求)

第5条 前条により内定通知を受けた者、または6カ月から12カ月分の融資返済後、すみやかに実績報告書兼請求書（様式第3号）により会長へ報告、請求するものとする。  
なお、交付申請と同時に実績報告・請求することを妨げない。

### (確定通知)

第6条 前条に規定する報告、請求があった場合は、その内容を審査し、その結果を助成金交付（不交付）確定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

### (変更等)

第7条 申請者は、内容に変更等が生じた場合は、その内容を利子補給事業変更届（様式第5号）により、すみやかに会長に届出するものとする。

### (補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則 この要領は、令和4年4月1日より施行する。  
令和5年3月7日一部改訂

御殿場市商工会開業パワーアップ支援資金等利子補給金助成事業  
利子補給事業助成金交付申請書

年 月 日

御殿場市商工会長 様

所在地

名称 (屋号)

代表者氏名

印

御殿場市開業パワーアップ支援資金等利子補給金助成事業の助成を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

## 記

|                        |                                                                                                                                                                                    |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 融資制度名               | ①静岡県開業パワーアップ支援資金 ( )<br>②日本政策金融公庫（新創業融資） ( )<br>③その他開業・創業関係融資 ( )                                                                                                                  |
| 2. 申請対象融資<br>決定金額      | ①運転資金 ( ) 円<br>②設備資金 ( ) 円<br>③合計 ( ) 円                                                                                                                                            |
| 3. 借入利息                | ①年利 ( . %・運転) ②年利 ( . %・設備)                                                                                                                                                        |
| 4. 返済期間・回数<br>(据置期間含む) | ①運転資金 返済期間: ( 年 カ月、合計 回返済)<br>②運転資金据置 : (1. なし 2. あり⇒ ( 年 カ月) )<br>③運転資金返済開始日: ( 年 月 日)<br>④設備資金 返済期間: ( 年 カ月、合計 回返済)<br>⑤設備資金据置 : (1. なし 2. あり⇒ ( 年 カ月) )<br>⑥運転資金返済開始日: ( 年 月 日) |

【必要添付資料】

- ①融資決定通知書、又は借用証書の写し（融資金額、利息等が分かること）
- ②返済予定表等の写し（月々の元金と利息の返済（予定）日と金額が分かること）
- ③市税の滞納のない証明書（原本） ＊市税務課発行
- ④開業届（税務署受理印か税理士印、法人の場合は履歴事項全部証明書）の写し

【申請と同時に請求を行う場合】

- ①返済実績が6カ月以上（令和4年4月1日以降に初回1回目の返済実績があるものに限る）ある場合は各金融機関の支払利息等の証明書（対象期間の6カ月分、又は12カ月分の月別支払利息金額の内訳が分かるもの）を添付した場合、実績報告書兼請求書（様式第3号）との同時申請可

年 月 日

様

御 殿 場 市 商 工 会  
会 長 杉 山 芳 三

御殿場市商工会開業パワーアップ支援資金等利子補給金助成事業  
利子補給事業助成金交付（不交付）内定通知書

年 月 日付で申請のあった利子補給事業助成金交付申請書を審査した結果  
御殿場市商工会開業パワーアップ支援資金等利子補給金助成事業取扱要領第4条の規定に  
より通知いたします。

記

1. 補助対象事業者名

2. 交付内定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第3号（第5条関係）

御殿場市商工会開業パワーアップ支援資金等利子補給金助成事業  
利子補給事業助成金実績報告書兼請求書

年 月 日

御殿場市商工会長 様

所 在 地  
名称（屋号）  
代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号により助成金の内定通知のあった利子補給事業について、御殿場市商工会開業パワーアップ支援資金等利子補給金助成事業取扱要領第5条の規定により、下記のとおり請求します。

記

【申請回数・内定金額】

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 報告・請求回数 | 1回目 ・ 2回目           |
| 報告・請求期間 | 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 |
| 内定通知金額  | 円                   |

【受取口座】

【支店別口座】

|              |                   |  |  |  |                 |  |  |
|--------------|-------------------|--|--|--|-----------------|--|--|
| 振込先<br>金融機関名 | 銀行<br>信用金庫<br>農協  |  |  |  | 本店<br>支店<br>出張所 |  |  |
| 預金種別         | 普通      ・      当座 |  |  |  |                 |  |  |
| 口座番号         |                   |  |  |  |                 |  |  |
| フリガナ         |                   |  |  |  |                 |  |  |
| 口座名義人        |                   |  |  |  |                 |  |  |

【必要添付資料】

- ①預金通帳の表面と中面の写し等、口座番号と名義が分かるものを添付してください。
- ②各金融機関が発行する支払利息等証明書（申請時に添付した場合を除く）  
（対象期間の6カ月分、又は12カ月分の月別支払利息金額の内訳が分かるもの）

年 月 日

様

御 殿 場 市 商 工 会  
会 長 杉 山 芳 三

御殿場市商工会開業パワーアップ支援資金等利子補給金助成事業  
利子補給事業助成金交付（不交付）確定通知書

年 月 日付で請求のあった利子補給事業助成金実績報告書兼請求書を審査した結果、御殿場市商工会開業パワーアップ支援資金等利子補給金助成事業取扱要領第6条の規定により通知いたします。

記

1. 補助対象事業者名

2. 交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

3. 振込先口座 別紙（実績報告書兼請求書の写し）のとおり

4. 振込予定日 年 月 日

様式第5号（第7条関係）

御殿場市商工会開業パワーアップ支援資金等利子補給金助成事業  
利子補給事業助成金変更申請書

年 月 日

御殿場市商工会長 様

所 在 地  
名称（屋号）  
代表者氏名

印

御殿場市開業パワーアップ支援資金等利子補給金助成事業に変更が生じたので、御殿場市商工会開業パワーアップ支援資金等利子補給金助成事業取扱要領第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届出します。

記

1. 変更事項

( )

2. 添付書類

- (1) 変更事項が分かる書類
- (2) その他会長が必要と認める書類

御殿場市開業パワーアップ支援資金等利子補給金助成事業補助金交付要綱

別表（第4条関係）

| 御殿場市開業パワーアップ支援資金等利子補給金助成事業 |                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要                       | 市内における創業者を支援するため、創業及び創業により行う事業に必要な融資を受けた創業者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付する事業                                                                                                                                                         |
| 利子補給対象者                    | 次のいずれにも該当する創業者<br>(1) 市内に主たる店舗、工場または事業所を設けようとする者、または現に市内にこれらの施設を有する者<br>(2) 静岡県特別政策資金融資制度要綱（平成14年3月20日付け商金第500号商工労働部長通知）に定める開業パワーアップ支援資金または株式会社日本政策金融公庫による新創業融資制度に係る融資を受けた者<br>(3) 利子補給の期間において、各月の返済が完了している者<br>(4) 市税の滞納がない者 |
| 利子補給期間                     | 第1回償還日の属する月から起算して12か月以内                                                                                                                                                                                                       |
| 利子補給率                      | 年利1.0パーセント                                                                                                                                                                                                                    |
| 利子補給金の額                    | 利子補給金の額は、当該年度における利子支払合計額に利子補給率を乗じ借入利率で除した金額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。また借入金利が年1.0パーセント未満の場合は、利子支払合計額を上限とする。<br>ただし、融資を受けた資金のうち利子補給の対象となる融資額は、1,000万円を限度とする。                                                         |
| 利子補給申請等における手続き             | 利子補給金の交付を申請しようとする者は、所定の書式に必要書類を添付し商工会に申請し、商工会はその内容を審査し、適当であると認める時は遅滞なく利子補給手続きを行う。<br>なお、この表に定めのない事項については商工会が別に定めるものとする。                                                                                                       |